

# 令和6年度緑丘中学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念・内容

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかねばならない。

鹿児島市立緑丘中学校（以下、「本校」という。）の生徒がいじめでつらい思いをすることがないように、教職員一人一人が、「いじめは絶対に許さない」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、生徒も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していかねばならない。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにする。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- いじめられた生徒の立場に立ち、生徒の生命・心身の保護を最重要として解決に当たる。
- 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題の解決に当たる。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、いじめの問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行っていく。また、本校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応していく。

### 【いじめ防止対策推進法】（平成25年法律第71号）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等に対策のための組織を置くものとする。

## 3 いじめの未然防止

いじめはどの学級でも、どの生徒でも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのために発達支持的生徒指導を推進し、生徒指導実践上の4視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成）を意識する。

- (1) いじめについての共通理解
- (2) いじめに向かわせない態度・能力の育成
- (3) いじめが起きにくい集団の育成
- (4) 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

## 4 いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

そのために、日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。具体的には次の7項目を中心に組織的・計画的に実践していくようにする。そして、気になることについて、日ごろから教職員同士（放課後、学年部会、生徒指導委員会など）や保護者（放課後、教育相談、学級PTAなど）、また、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようにする。

早期発見のための7項目	担 当	具体的な取組
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生徒指導主任	・「学校生活アンケート」（6月、11月、2月） ・「学校楽しいーと」の実施・活用（6月、11月、2月）
○ 県作成の「いじめ対策必携」の活用	生徒指導主任 学年主任	・職員会議や生徒指導校内研修、学年部会での読み合わせと確認（学期始め、問題発生時）
○ ニコニコチェックによる情報の収集・共有	全職員	・ニコニコチェック（毎朝実施）
○ 定期的な教育相談による生徒の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・教育相談週間（年3回） ・随時の教育相談
○ スクールカウンセラー等の生徒・保護者への周知及びその活用	管理職 保健主任	・スクールカウンセラーの紹介 ・スクールカウンセラー等の案内文の配布と周知（毎月）
○ 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施	全職員	・朝、休み時間、昼休み時間の校内巡視（学年一人以上）
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 生徒指導主任 学年主任	・学校だよりやPTAの会合

## 5 いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して、担任と学年主任等2人以上で事情を聴き取り、確認した上で記録する。生徒指導主任が、その日に、いじめ問題対策委員会を臨時で開く。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

## 6 重大事態への対応について

### (1) 重大事態の発生と緊急対応

#### ア 重大事態の意味

<p><b>【いじめ防止対策推進法】（平成25年法律第71号）</b>          生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（第28条第1項第1号に係る事態）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が自殺を企図した場合</li> <li>・身体に重大な障害を負った場合</li> <li>・金品等に重大な被害を被った場合</li> <li>・精神症の疾患を発症した場合</li> </ul>
<p>相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（第28条第1項第2号に係る事態）          不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。</p>

#### イ 重大事態への緊急対応

- 重大事態の報告  
重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
- 全校体制による緊急対応

- ・事態の状況確認, 情報収集, 情報整理
- ・生徒の状況確認と支援・指導, 生徒・保護者・教職員の心のケア
- ・PTA・警察などとの連携など
- 市教育委員会との連携
  - ・情報確認, 情報収集, 情報整理
  - ・臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
  - ・県教育委員会や警察などとの連携についての要請

## (2) 学校による調査

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき, 重大事態に対処するとともに, 再発防止に資することを目的として, 事実関係を明確にするための調査を行う。

### ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置してチームに分かれて調査を行い, 連携を図って対応する。

### イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を, 可能な限り網羅的に調査する。この際, 因果関係の特定を急ぐべきではなく, 関係機関等との情報連携を図りながら, 客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いつ (いつごろから)
- ・どこで
- ・誰が
- ・何を, どのように (態様)
- ・なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合, 聞き取り調査を中心に実施するなど, 調査については十分な配慮を行い, インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
  - ・いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査
  - ・情報を提供してくれた生徒等の安全確保
  - ・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など
- いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合 (いじめられた生徒が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合), 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し, 今後の調査について協議し, 調査に着手する。

## (3) その他留意事項

### ア 心のケア

- いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと, 調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し, 調査の実施と並行して, 市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

### イ 調査に当たっての説明等

- いじめられた生徒及びその保護者に対して調査方法や調査内容について, 十分説明し, 合意を得ておく。
- 調査経過についても, 適時・適切な方法で報告することが望ましい。

### ウ 調査対象の生徒及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については, 分析・整理した上で, いじめられた生徒及び保護者に情報提供する旨を十分説明し, 承諾を得ておく。

### エ 報道取材等への対応

- プライバシーへの配慮を十分に行い, 事実に基づいた, 正確で一貫した情報を提供するために, 窓口を教頭として, 市教育委員会と連携をとりながら対応する。